

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： ベトナムの外国契約者税（FCT）について

ベトナム企業にサービス提供をし、対価を受け取る場合、源泉税を控除されます。ベトナムには、外国契約者税（Foreign Contractor Tax）という税があり、源泉徴収されるのはこの税です。外国契約者税は、法人税（CIT）と付加価値税（VAT）からなり、ベトナム国内の法人又は個人との契約により得られる収益に対して課税されます。

### 納税者の範囲

本税制の適用対象者は「外国契約者」です。外国契約者とは、契約に基づいてベトナムで事業を行うか、もしくはベトナム企業から所得を稼得する外国法人又は個人をいいます。外国契約者に該当するかどうかの判定には、ベトナム国内に恒久的施設（PE）を有するか否か、は問われませんが、次の外国契約者には外国契約者税は課税されません。

- 投資法、石油ガス法、金融機関法に準拠し、ベトナムにて事業を営む外国法人又は個人。
- ベトナムでサービスを提供せず、商品販売を行う外国法人又は個人。
- ベトナム国外にて提供され、かつ消費されるサービスを行う外国法人又は個人。
- ベトナム企業や個人に、外国にて、航空機や船舶等の輸送手段や機械等の修理、広告・マーケティングサービス、投資・商業の促進サービス、トレーニングサービス、国際郵便・通信サービス等のサービスを行う外国法人又は個人。

### 税額の算出方法

一定要件を満たすと外国契約者が自ら原則法を適用して現地法人と同様に税額を算出し自己申告しますが、外国契約者の多くは、ベトナム会計システム（VAS）を採用していないので、以下の簡便法により算出した税額（CIT・VAT）が、ベトナム企業により源泉徴収されることとなります。

CITは、 $\text{CITの課税対象売上} \times \text{みなし税率}$ で算出します。

CITの課税対象売上は、外国契約者の付加価値税抜きの売上です。もしも外国契約者に代わってベトナム企業が費用を支払っていた場合には、その費用を売上に加算します。一方、外国契約者が業務遂行に必要なサービスを下請業者に業務委託していた場合には、その委託費用を売上から減算できます。

VATは、 $\text{付加価値（VATの課税対象売上} \times \text{付加価値割合）} \times \text{みなし税率}$ で算出します。

VATの課税対象となるサービス提供又は商品に付随するサービス提供による各売上（外国契約者等が支払うべき税金、及びベトナム企業により代行支払いされる費用も含まれます。）に付加価値割合（機械設備のリース・保険サービス 50%、設備導入サービスのうち建設工事に付随する費用負担を含む場合 30%、含まない場合 50%、運輸、製造及びその他の営業 30%）を乗じて付加価値を算出します。

### 徴収方法

FCTの徴収方法には、ベトナム企業による源泉徴収方式のほか、以下の一定要件を満たしている場合には、自己申告方式もしくはハイブリッド方式で外国契約者自ら申告納付する必要があります。

- ①ベトナム国内にPEを所有している、②契約期間が183日以上である、③外国契約者がVASを適用している

ハイブリッド方式とは、外国契約者がCITをみなし税率により算出し、VATを現地法人と同様に自己申告納税する方法です。

### お見逃しなく！

日本で外国税額控除を受ける場合、法人所得を課税標準とする税が対象となるため、外国契約者税のVAT部分は含まれません。また、外国契約者税につき、国内法と租税条約が相反する場合は、租税条約の規定が優先されます。CITがベトナムにPEがなくても課税されることが、日越租税条約第7条のPEを通じて事業を行わない限り課税されないという企業の利得条項と矛盾が生じますが、日本企業は外国税額控除を適用し二重課税を回避することとなります。